6	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	181	249	93	—
		β_{sw}	9401	3971	−109	13931	25091
	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	26	64	12	—
		β_{sw}	3755	2975	695	5375	6815
7	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	165	227	85	—
		β_{sw}	8499	3549	−171	12609	22809
	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	23	57	11	—
		β_{sw}	3402	2712	672	4812	6132
8	浴室等が有る場合	α_{sw}	—	130	178	67	—
		β_{sw}	6672	2772	−108	9882	17922
	浴室等が無く、台所又は洗面所が有る場合	α_{sw}	—	18	45	9	—
		β_{sw}	2679	2139	519	3759	4839

1の第2の2の2—2(1)くの表を次のように改める。

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
α_M	0	87.63	166.71	47.64	0
β_M	12181.13	9552.23	4807.43	15523.73	21240.53

1の第2の2の2—2(2)イの表を次のように改める。

室用途	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	1198	1215	1064	1093	1142	1166	1114	1223
管理人室	431	428	366	386	394	440	418	520
集会室	576	549	452	453	451	478	472	538
屋内廊下	937	973	705	745	801	829	858	799

1の第2の2の2—3(1)イ(イ)中「（1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）」を削る。

1の第2の2の2—3(1)ロ(イ)中「（1年間のうち暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。）」を削る。

1の第2の2の2—3(1)ホ(ロ)中「床面積」の次に「、給湯対象室の有無」を加える。

1の第3の2の2—1中「し、かつ、当該複合建築物における各単位住戸の設計一次エネルギー消費量（2—3の(2)に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該複合建築物における各単位住戸の基準一次エネルギー消費量（2—2の(2)に定める方法により算出した数値をいう。）をそれぞれ上回らないようにするものとする。」を「するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2—2及び2—3に定める方法による計算と同等以上に当該認定申請複合建築物がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

	用途		地域区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
(1)	事務所等		480	480	480	470	470	470	450	570
(2)	ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	510	670
		宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	1470	2220
(3)	病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	800	980
		非病室部	460	460	460	450	450	450	440	650
(4)	百貨店等		640	640	640	720	720	720	810	1290
(5)	学校等		420	420	420	470	470	470	500	630
(6)	飲食店等		710	710	710	820	820	820	900	1430
(7)	集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	550	650
		体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000
		映画館等	1490	1490	1490	1510	1510	1510	1510	2090
(8)	工場等		—	—	—	—	—	—	—	—

1　「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

2　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

3　「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

4　「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

5　「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

6　「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

7　「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

8　「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。